

節約プラン（月額1万円～3万円）のお客様へ

このプランでは「入力するのはお客様」です。



私達は、お客様が入力された会計ソフトのデータをチェックし、訂正すべきところをお伝えします。

最初は「入力の見本」という意味を込めて私達が訂正入力を行うこともありますが、基本的に節約プランでは

“お客様に正しいデータの処理方法を覚えていただく”ことが原則です。

よくある3つの質問

Q1 クラウド会計ソフトを使っていれば、何もしなくても取引が自動で取り込まれるはずでは？

A1 自動で取り込まれた取引でも、**その取引内容を人が見て判断し、正しい項目を選んで「登録する」という作業が必ずあります。**登録するまでが、入力です！

例えばカード明細に「ETC 930円」という取引がある場合は、クラウド会計では自動的に「旅費交通費」と判断されます。

一方、このようにGoogleのサービスを利用して1,296円を払ったという場合、項目（勘定科目）は自動では判断されません。**お客様の側でクラウド会計にログインして「勘定科目の登録」の操作を行ってください。**

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払今分 区分
4980 7006 9580 0----	(みなとプレミアムカード) 永岡 玲子 様		
#17 510 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	930	1
#17 510 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	930	1
#17 512 ETC	関西支社	580	1
#17 517 ETC	関西支社	168	1
#17 517 ETC	関西支社	168	1
#17 517 ETC	関西支社	368	1
#17 517 ETC	関西支社	368	1
#17 517 ETC	関西支社	930	1
#17 517 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	930	1
#17 517 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	930	1
#17 517 ETC	特別 関西支社	260	1
#17 517 ETC	特別 関西支社	260	1
#17 523 ETC	関西支社	620	1
#17 523 ETC	関西支社	620	1
#17 523 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	930	1
#17 523 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	930	1
#17 6 2	GOOGLE*SVCSAPPS REIKO- (CC GOOGLE.COM)	1296	1

もちろん、「どのように登録したらよいか分からない」という場合はその都度、当事務所にお尋ねください。

<参考> 記帳代行のある料金プランの場合

お客様にしか分からない取引内容は必ずあります。その時は内容を具体的にお尋ねして項目（勘定科目）を登録しています。

Q2 まとめて1年分を入力しようと思っています。
決算処理として申告書作成のときに全ての入力内容をチェックしてもらえるのであれば、
毎月の顧問料というのは不要なのではないでしょうか？

A2 入力された内容に**間違いが少なく、取引量もさほど多くなければ、それでも大丈夫です。**



会計データのもととなった書類や領収書の量を確認してみてください。目安として、それが1年分で小型段ボール1箱分（30 cm四方で高さ15 cm以上）を超えるほどなら…

ほぼ正確に会計データが仕上がった状態で

当事務所に依頼して下さい！

取引量もそれなりにある上に、会計ソフト入力の結果にも追加・訂正が多いとなりますと、たとえ年に1度の処理でも業務量は「月次顧問契約のお客様」と変わらないこととなります。

よって、**このような場合は月次顧問契約、又は決算料以外の追加料金をお願いしております。**

一方で、会計データのもととなった書類や領収書の量は全てファイリングしてもA4フラットファイル1～2冊程度、という場合であれば、多少、入力結果に間違いがある状態でも問題はありません。ただ、その場合であっても、

会計データに間違いがあまりにも多いときは、

結局は税理士事務所側で正しい取引を一から入力するのと手間が変わらない…ということになってしまい、「結局、月々の料金を払った人と変わらない」値段のお支払いをお願いすることがあります。



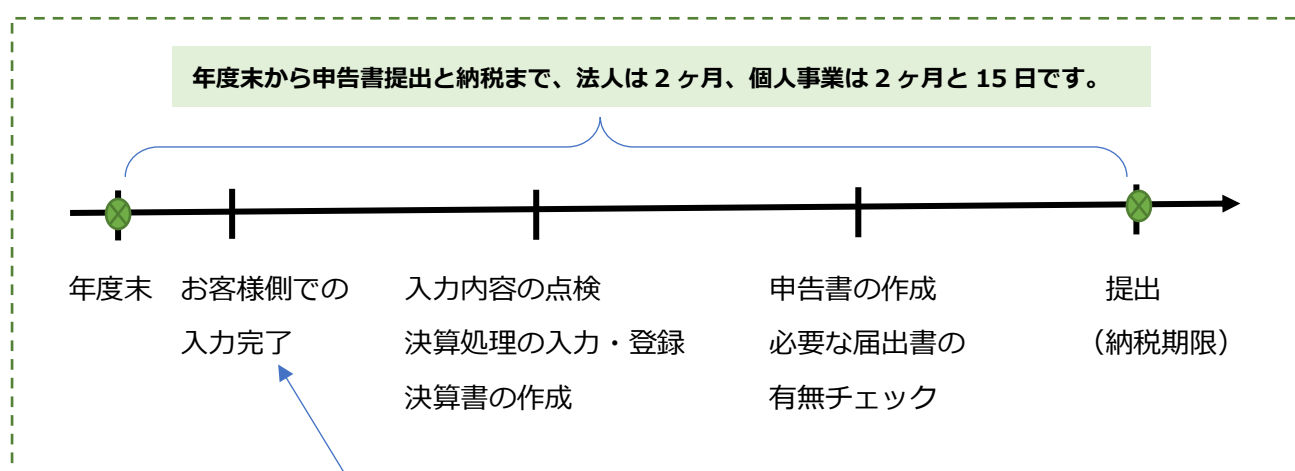
<参考> 決算料だけを払う料金プランの場合

会計や税の質問や相談への対応、役所から届く書類についての情報提供、税金の予想といったサービスは決算時期の前後以外は当方からは行いません。（※ご希望の場合は有料となります。）

Q3 どんなペースで入力を進めていけばよいのでしょうか？
仕事が忙しい時などどうしても会計処理が後回しになってしまいます。

A3 理想的なのは「1ヶ月分以上は入力・登録を溜め込まない」ことです。
そこまででなくとも、**遅くとも2~3ヶ月に1度は入力・登録作業を進めましょう。**
(半年以上溜め込んでしまうと、年度末に非常に大変な思いをします！)

年度末になると、お客様側での入力・登録作業が完了した後、税理士事務所ではこのようなスケジュールで申告書類を仕上げ、税務署等に提出しています。



最悪の場合でも、この「お客様側での入力完了」は年度末から1ヶ月以内でお願いしています。

「入力・登録」の後にも、皆様が思っておられる以上に色々な処理が待ち受けています。
そうでなくても、月々の正確な損益の把握は商売の第一歩です。
どうかお早めに処理していただきますよう、なにとぞ宜しくお願い申し上げます！

<参考> 臨時で記帳代行を依頼したい場合

ちょっと今年は忙しすぎて自分で会計ソフトに向かう余裕がない！
という場合。追加料金はかかりますが、数ヶ月分、半年分などの
単位で会計入力を臨時でお引き受けすることもあります。